

『百十四の森』 パートナーズ協定書

株式会社百十四銀行（以下「甲」という。）、香川県（以下「乙」という。）、高松市上西財産区管理者 高松市長（以下「丙」という。）及び高松市上西財産区（以下「丁」という。）は、『百十四の森』づくりを協働で進めることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が、乙の「フォレストマッチング推進事業」を協働で進めることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協定森林）

第2条 この協定で対象とする森林（以下「協定森林」という。）は、別表に示すとおりとし、この協定森林を『百十四の森』と称するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成20年5月23日から平成25年3月31日までとする。ただし、甲、乙、丙及び丁の協議によりこの協定の有効期間を延長することができるものとする。

（甲の努め）

第4条 甲は、乙、丙及び丁と協議して策定した協定森林における活動計画書に基づき、乙、丙及び丁と協働して森づくり活動を実施するものとする。ただし、活動計画書に記載のない活動については、甲、乙、丙及び丁の協議により定めるものとする。

2 前項の森づくり活動について、甲は、活動計画書に記載の目標の達成を保証するものではないものとする。

3 甲は、第1項の森づくり活動の実施に要する経費を負担するものとする。

（乙の努め）

第5条 乙は、甲がこの協定に基づき活動を行うにあたっては、甲及び丙との連絡調整を行うものとする。

2 乙は、甲の森づくり活動が適切に実施されるよう、丙と協力して甲に対し助言及び指導等のサポートを行うものとする。

（丙の努め）

第6条 丙は、甲がこの協定に基づき活動を行うにあたっては、乙及び丁との連絡調整や周辺住民との連絡調整を行う等地域の窓口となるものとする。

2 丙は、甲の森づくり活動が適切に実施されるよう、丁と協力して甲に対し助言及び指導等のサポートを行うものとする。

（丁の努め）

第7条 丁は、甲の森づくり活動が適切に実施されるよう、丙と協力して甲に対し助言及び指導等のサポートを行うものとする。

（権利の帰属）

第8条 甲は、この協定の有効期間内であっても、協定森林内の樹木（除伐した木材を含む。）についての所有権を有しないものとする。

(その他の事項)

第9条 甲、乙、丙及び丁は、この協定の履行に必要な事項にあつて、この協定に定めのない事項については、必要に応じて覚書を締結することにより取り決めるものとする。

2 この協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年5月23日

甲 香川県高松市亀井町5番地1
株式会社百十四銀行
頭取 竹崎 克彦

乙 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋 武紀

丙 香川県高松市番町1丁目8番15号
高松市上西財産区管理者
高松市長 大西 秀人

丁 香川県高松市塩江町上西甲327
高松市上西財産区
管理会会長 藤澤 宣明

《別表》

(第2条関係)

◆協定森林の所在地等

土地の所在地	管理者	面積 (ha)	地目	備考
香川県高松市塩江町 上西 2261-135	高松市上西財産区 管理者 高松市長 大西秀人	0.7	保安林	図面参照

◆図面 (位置図)

